

## ○大和斎場条例

平成6年12月27日

条 例 第 4 号

改正 平成10年10月6日条例第3号 平成12年6月30日条例第3号

平成14年3月1日条例第3号

大和斎場条例（昭和57年広域大和斎場組合条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、大和斎場の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 火葬、通夜、告別式等を行うため、大和斎場（以下「斎場」という。）を大和市西鶴間八丁目10番8号に設置する。

2 斎場に火葬炉、待合室、式場、安置室その他必要な施設を置く。

（使用の許可）

第3条 斎場の施設を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 斎場における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 斎場の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第5条 斎場の施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第6条 前条の規定にかかわらず、管理者は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第8条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止

させることができる。この場合において、管理者は、これらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 使用者が第3条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の許可の申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 使用者が第4条各号の1に該当するに至ったとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により管理者が必要と認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて来場した者（以下「利用者」という。）について準用する。

（焼骨の引取）

第9条 火葬炉を使用した者は、火葬の終了後、直ちに焼骨を収骨し、引き取らなければならない。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、斎場の施設の使用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の制限を受け、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第11条 使用者又は利用者は、斎場の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失させたときは、管理者の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、大和斎場条例（昭和57年広域大和斎場組合条例第1号。以下「旧条例」という。）の規定により、既に行われた斎場の施設（式場を除く。）の使用の許可については、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 別表の規定は、平成7年3月1日以後に行われた斎場の施設の使用の申請に係るものから適用し、同日前行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例又はこれに基づく規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、前2項に規定するものを除き、この条例又はこれに基づく規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成10年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第3号）

この条例は、平成12年8月1日から施行する。ただし、別表に第4式場の項を加える改正規定は、平成12年8月13日から施行する。

附 則（平成14年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

（単位：円）

区 分		単 位	使 用 料	
			組織市内	組織市外
火 葬 炉	12歳以上であった者の死体	1 体	10,000	30,000
	12歳未満であった者の死体	1 体	7,000	20,000
	死 胎	1 胎	5,000	15,000
	改 葬	1 改 葬	7,000	20,000
	身 体 の 一 部	1 包	10,000	
待 合 室	火 葬 に 伴 う 使 用	1 室	無 料	無 料
	そ の 他	1 室	10,000	30,000
第1式場	通夜から告別式まで	1 回	50,000	100,000
	初 七 日	1 回	10,000	20,000
第2式場	通夜から告別式まで	1 回	50,000	100,000
	初 七 日	1 回	10,000	20,000
第3式場	通夜から告別式まで	1 回	50,000	100,000
	初 七 日	1 回	10,000	20,000
第4式場	通夜から告別式まで	1 回	30,000	60,000
	初 七 日	1 回	6,000	12,000
安 置 室	1日/体(胎)		3,000	10,000

備考

- 1 組織市内とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、組織市（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）のいずれかの住民基本台帳に記載され、又は外国人登録されている者で、死亡したもの又は死胎を分べんしたもの若しくは身体の一部を切除されたものをいう。
- 2 身体の一部に係る火葬炉の使用については、組織市内に限るものとする。この場合において、組織市内とは、前項に定めるもののほか、組織市のいずれかの市内に所在する医療機関を含めるものとする。
- 3 通夜から告別式まで及び初七日については、これらに準ずるものを含むものとする。
- 4 1日とは、暦日をいう。